

## 2019年3月号 簿記論 つぶ問

### 1 問目

#### 【問題】

X1 年度～X3 年度の決算における税金および税効果に関連する項目は次のとおりであった。そこで、X2 年度と X3 年度における①繰延税金資産、②繰延税金負債、③法人税等調整額の金額を答えなさい。なお、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺前の金額とし、繰延税金資産の回収可能性は問題ないものとする。

(電車の中などこれを見ている時に電卓がない方は、税効果会計の対象となるもの、法人税等調整額の計算方法などを頭の中で考えてみてください。)

(法定実効税率を除き千円単位)

|                            | X1 年度   | X2 年度   | X3 年度  |
|----------------------------|---------|---------|--------|
| 賞与引当金                      | 50,000  | 55,000  | 60,000 |
| 退職給付引当金                    | 100,000 | 90,000  | 95,000 |
| 減価償却累計額のうち損金未算入の累積額        | 10,000  | 15,000  | 20,000 |
| 未払法人税等のうち未払事業税             | 5,000   | 6,000   | 7,000  |
| 税務上の繰越欠損金                  | 15,000  | 0       | 0      |
| 受取配当金のうち益金不算入額             | 4,000   | 4,000   | 4,500  |
| 罰課金                        | 0       | 0       | 2,000  |
| その他有価証券の原価と時価の差額 (△は評価損相当) | 20,000  | △30,000 | 10,000 |
| 法定実効税率                     | 40%     | 40%     | 40%*   |

\*X3 年度の課税所得に対する法定実効税率は 40%であるが、X4 年度以降は 30%となることが決まっている。

**【解答】**

|          | X2 年度  | X3 年度  |
|----------|--------|--------|
| ①繰延税金資産  | 78,400 | 54,600 |
| ②繰延税金負債  | 0      | 3,000  |
| ③法人税等調整額 | 5,600  | 11,800 |

**【解説】**

税効果会計について、税率変更など本誌 3 月号で扱えなかった論点を含めた確認問題です。留意すべき項目は次のとおりです。

## ✓ 未払法人税等のうち未払事業税

法人税と住民税は会計上の費用であるのに対し税務上は損金算入が認められません。しかし、事業税は支払った期の損金として算入することができます。税金を支払ったらその分の税金が少なくなるというのは変な感じがしますが税制で認められているため、費用（未払）計上時に将来減算一時差異として税効果会計の対象となります。

## ✓ 税務上の繰越欠損金

本誌では財務諸表論の方で説明をしたとおり、過年度の税務上の欠損金（赤字分）は翌期以降に一定額・一定年数の範囲でプラスの課税所得と相殺できます。そのため、会計上と税務上の資産・負債の差異ではありませんが、一時差異に準じて税効果会計の対象となります。

## ✓ 受取配当金及び罰課金

それぞれ、一定の要件を満たした場合は益金不算入もしくは損金不算入となりますが、翌期以降の課税所得計算に算入されるものではないため、永久差異として税効果会計の対象にはなりません。

## ✓ 法定実効税率

税効果会計で使用する法定実効税率は、その年度の税額を計算する際に定期用されるものではなく、差異が解消する時に適用される税率を使用します。

永久差異を除く各項目について法定実効税率をかけ合わせた金額と、それを集計した結果は次のとおりとなります。その他有価証券評価差額金は評価損相当額が△表記となっていますが、評価損相当の場合に繰延税金資産、評価益相当の時に繰延税金負債となるため、集計時に他の項目とプラスマイナスを逆転させてください。

|                                   | X1 年度   |        | X2 年度   |                    | X3 年度  |        |
|-----------------------------------|---------|--------|---------|--------------------|--------|--------|
|                                   |         |        |         |                    |        |        |
| 賞与引当金                             | 50,000  | 20,000 | 55,000  | 22,000             | 60,000 | 18,000 |
| 退職給付引当金                           | 100,000 | 40,000 | 90,000  | 36,000             | 95,000 | 28,500 |
| 減価償却累計額のうち損金未算入の累積額               | 10,000  | 4,000  | 15,000  | 6,000              | 20,000 | 6,000  |
| 未払法人税等のうち未払事業税                    | 5,000   | 2,000  | 6,000   | 2,400              | 7,000  | 2,100  |
| 税務上の繰越欠損金                         | 15,000  | 6,000  | 0       | 0                  | 0      | 0      |
| その他有価証券の原価と時価の差額（△は評価損相当）         | 20,000  | 8,000  | △30,000 | △12,000            | 10,000 | 3,000  |
| 繰延税金資産<br>（カッコ内はその他有価証券評価差額金分を除く） |         | 72,000 |         | 78,400<br>(66,400) |        | 54,600 |
| 繰延税金負債                            |         | 8,000  |         | 0                  |        | 3,000  |

上記の表をもとに、法人税等調整額は繰延税金資産・繰延税金負債の変動額（その他有価証券評価差額金に対するものを除く）として計算できます。